

【委員会記録】

笠井委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。(10 時 35 分)

直ちに、議事に入ります。

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 平成 24 年度徳島県立南部防災館にかかる指定管理者の応募状況について(資料①)

納田危機管理部長

この際、1 点、御報告いたします。

徳島県立南部防災館に係る指定管理者の応募状況についてであります。

委員会資料(その1)をごらんください。

危機管理部におきましては、徳島県立南部防災館について、7 月 30 日付で県のホームページに募集概要を公表するとともに希望者に対し、募集要項などの配布を行いました。

また、8 月 22 日に現地説明会を開催し、指定管理者の公募に必要な手続を順次行ったところ、去る 9 月 26 日の申請書類の受け付け終了までに 1 団体から申請がございました。

今後、指定管理候補者選定委員会における審査を経て、11 月県議会に指定管理者の指定議案として御審議いただけるよう手続を進めてまいりたいと考えております。

以上、御報告を申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

笠井委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岡委員

私からは 1 点だけ。事前委員会にも出てきたと思うのですが、徳島県震災対策推進条例(仮称)の修正素案について、ちょっと疑問点がありましたので、お聞きしたいと思います。

地域をレッドゾーン、オレンジゾーン、イエローゾーンということで分けて、命を守る津波防災地域づくりをやっていくということですが、県の責務というところで、市町村が行う津波防災地域づくりを支援するため、イエローゾーン及びオレンジゾーンを速やかに指定ということが書いてあります。次のページのイメージ図を見ると、地域の選択により都道府県知事が津波災害特別警戒区域を指定できると書いてあるのですが、地域の

市町村がこんなものは要らない、独自でやると言ったら指定しないということですか。どのような形でこのオレンジゾーン、イエローゾーンというのを指定していくのか、やり方をちょっとお聞きしたいと思います。

楠本南海地震防災課長

津波防災地域づくり法でございますが、まずイエローゾーンとオレンジゾーンに関しましては都道府県知事の権限でございます。レッドゾーンに関しましては、市町村長が条例で定めるということでございますので、一番厳しい部分を市町村長の判断にゆだねられることになります。手続的にいきますと、まず県のほうが津波の浸水予測図を策定し、それに基づきまして津波から逃げるのが困難である方、特に防災時の配慮を有する方が利用する社会福祉施設、医療施設というのは、そこでとどまらざるを得ないと。とどまって津波を避けるということで、津波災害特別警戒区域であるオレンジゾーンの指定内では津波の水位より上に避難できる居室を設けることが求められることになります。

また、区域指定に関しては法律で手続が決まっており、公衆への一般縦覧、関係市町村への意見聴取を経て、県知事が指定区域を公示するというような手続になっております。

岡委員

私が一番懸念をしているところですが、公告、縦覧、意見聴取するということです。極端な話をすれば、いろいろな協議などもあると思いますが、意見を聞いたらそのまま別に何の変更もなく、それを指定できるということです。もちろん、去年の地震により皆さん方の津波に対する恐怖心というものは大きくなったでしょうし、私も地震や津波から命を守るということは非常に大事な観点であると認識しております。ただ、通常的生活をしている人がいるわけです。経済活動や地域コミュニティーというものもあるし、生活を営んでいる人たちがいる中で、こういうものを安易に指定してもいいのだろうかという気がします。例えば徳島市の沿岸部などでは、津波が来たら危ないため、もうあそこには住まないといった話も出ています。以前、私がまだ当選する前ですが、県庁のほうで土砂災害のマップというものをつくりました。非常に危ないところという認識があるので、その該当地域の地価も下がっています。命を守るということと経済活動、どっちが大事かと言われたら非常に難しい問題ではあると思うのですが、私はどちらも大事だと思います。ふだんの生活も大事ですし、命を守るということも大事。その中でこの計画を見てもみると、オレンジゾーンとイエローゾーンは県知事が指定する。恐らく一番指定しにくいであろうレッドゾーンは市町村が指定することになっています。イエローゾーンに関しても中身を見てもみると、指定は県知事がするが、避難施設の指定やハザードマップの作成など、ほかのことは市町村がやりなさいみたいなことを書いてあります。そのため、意見聴取するというのではちょっと不十分ではないのかなと思っております。このイメージ図は特にわかりやすく書いてあります。多分皆さんもごらんになったと思うのですが、レッドゾーンのところに家が一軒もありません。オレンジゾーンやイエローゾーンのところでは、宅地をちょっとかさ上げしたら住めますという絵が入っています。これを見たら、指定されたゾーンに人は住めないのかというようなことになってくると思います。今、住んでいる人がいるのに。その人たちの息子さんなどが帰ってきたり、また家を建てかえる必要が出てきたとき、今まで住みなれた地域ですが、これを見たらレッドゾーンに入っているからよそへ移転しようというような人も出てくると思います。新たにこの地域に住みたいと思ってレッドゾーンやオレンジゾーンに入っているのだったら、そこ

に住むのをやめて、よそへ行かないかというような話が多分いっぱい出てくると思います。この震災対策推進条例(仮称)の中には活断層のことも入っています。この図には書いてありませんが、ここに書いてある。この辺には活断層があり、ここらでは住めない。一体どこに住むのかという疑問がちょっとわいております。地域コミュニティーや経済活動、ふだんの生活もあるということをトータルで考えなければならない。非常に重要な問題です。危機管理部ですので、もちろん危機管理のことを一番に考えるのは当然ですが、こういう条例をつくるにしてもその辺の観点、視点というのは忘れたらいけないと思いますし、やはり市町村から意見聴取するだけでなく、例えば協定書を締結して、市町村と正式に協議をしてからでないと指定ができないというようなことを条例の中に入れても決してやり過ぎではないと思います。スムーズに事は運ぶかもしれませんが、やっぱりあの災害のイメージがすごく大きかったため、皆さんの不安もあると思いますが、生活もあるし、今までの歴史、地域のつながりというのもありますので、その辺をよく考慮していただいて、もう一度条例の中にそのような市町村とのしっかりとした協議の場所を設けると。地域の住民の方、自主防災組織の方、コミュニティー協議会の方でも結構です。その地域で企業活動を営んでいる代表の方なども入っていただいて、どういうふうにしたらいいたろうかというような話を進めていかないと、ちょっと問題が出てくるのではないかと考えております。階段堤防なども図に入っているのですが、このような整備をしていくのでしょうか。例えば、レッドゾーンをオレンジゾーンにまで下げる、津波の被害を受けないような対策をするということは、この条例の素案の内容を見てみると、恐らくそこまではできないため、ここに建物を建てないでくださいというような条例になると思います。市町村のまちづくりや地域の計画に大きな影響を及ぼすということも十分に考えられますので、もう一度内容を検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

楠本南海地震防災課長

まず、津波防災地域づくり法、名前のとおりまちづくりに関する法律でございます。

条例で定めている部分には、法律上できる規定を知事のほうで指定をするというふうに定めており、法律で手続も決まっていますので、法手続に基づき指定、意見聴取について市町村や住民の方の御意見を十分にお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

また、危機管理部としまして、活断層や津波のそういった区域指定に関する趣旨を県民や住民の方に十分に御説明してまいりたいと考えております。この法律でいけば、特に避難できないような方がいらっしゃる施設に関しては、建物の中で避難できるようにそのゾーンの中ではするということに、法律だけで言えばそういった施設に規制がかかります。

さらに、その中でも市町村、地域の方が避難体制の確保といった分でエリアの設定を縮小します。

それから、先ほどありましたように、津波防護施設が充実することによって浸水深が下がるといった場合、エリアの指定の見直しというのができることになっておりますので、県民の方、特に市町村の御意見を十分に伺いながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

岡委員

別に信用していないわけではありませんし、そのことはきっちりやってくれると思っていますが、先ほども申し上げたように、幾ら施設は限定されるといっても指定をかけることによって、やっぱりそういう地域なんだと

ということが頭に入ります。このことは、影響が非常に大きいと思います。レッドゾーンは市町村の条例で決めるというのはわかるのですが、できることならそこまで入って、イエローゾーン、オレンジゾーン、レッドゾーンすべてを協議し、どういう形で進めていったらいいのかというところまで踏む込んでいく必要があると思います。もちろん地域の皆さんに説明し、合意を得て、こういうものをつくるといった法律上の手続もわかります。ただ、条例に合意しなければならない、協議しなければならないといったものを入れることができるかどうかについて、法律的にちょっとはつきりわからないのですが、できることならそこまできちと入れて、お互いが十分に協議をして、合意を得なければ進むことができないぐらいの規制をかけないと大きな問題になると思います。法的なこともあります、十分に検討していただきたい。せっかくやるのであれば、できたらそういう文言を入れて、市町村や地域住民の方々に納得していただけるような条例にしたほうがいいと思いますので、そのことは再度言いますが、もう一度検討していただきたいと思います。津波防災地域づくりを総合的に推進し、市町村が作成することが決まっているため、極端な話、推進計画に基づいて、イエローゾーン、オレンジゾーン、レッドゾーンというのを地域をよく知っている市町村や地域の人につくっていただき、それを知事が認可するという形で別にもいいと思います。地域の方々の要望や実情を知った方々の意見をしっかり聞く場所を設けるため、意見聴取だけでは問題があるのではないかと考えておりますので、何回も申し上げますが、それをできたら条例の中に入れていただくようにもう一度検討していただきたいと思います。

寺井委員

今、岡委員のほうから地震、津波に関する質問がありましたが、せんだっての代表質問、それから一般質問において、三連動地震に関する質問がたくさんあったように思います。

今回、中央構造線活断層帯（讃岐山脈南縁）活断層図が公表されましたが、阿波市の庁舎ができるという中で、再度質問させていただきたいと思います。事前委員会とき、県に責任はないのかという質問をさせていただきましたが、ルールどおりにやっているのではありませんというお話でありましたが、先日の本会議の質問の中で、知事の答弁は非常に大勢の人たちが集まる場所は避けなければならないということでした。新設される阿波市庁舎には市の職員が 500 名集まり、学校や病院、給食センターや消防団の出初め式を行うような大きな体育館みたいなものができるというお話があります。現在、既に用地買収も進んでいるわけですので。先日の南議員のお話によると、ゼロから 0.03% の発生率ということで、多分ないとは思いますが、3.11 の東日本大震災のように思いがけないこともあるため、あえて質問させていただきますが、学校や病院、500 人以上が集まる庁舎が建つということで、これはその中に入ってくるのか。また、特定の活断層地域に指定されているのか。その辺も含めて伺いたいと思います。

松野危機管理部次長

ただいま活断層に関する御質問をいただきました。

活断層に関しましては、今回の条例の中で活断層調査を義務づけるものとして、人が多く集まる施設と周辺への二次被害のおそれがあります危険物などを保管する施設の新築をする場合を考えております。建築物の耐震改修の促進に関する法律というのがございまして、この規制の対象を条例に準用したというふうを考えております。この法律の中では、3階以上で 1,000 平米以上の規模である公益上必要な建築物、例とし

て郵便局、保健所、税務署などが挙げられていますが、公益上必要な建築物は規制の対象となるということです。今回の条例にもこれを準用したいと考えておりますので、現在計画中であります阿波市庁舎についてもこの規模以上であり、特定活断層調査区域の中で計画されたものであれば、条例の対象となると考えております。ただ、活断層の位置でございますが、先月公表いたしました活断層図におきまして、阿波市庁舎の建設予定地に活断層は記されていないため、活断層の調査区域というのは今後決定していくわけですが、条例の対象とならない見込みでございます。また、事前委員会でもお話ししましたように、隣接地に一部そういう活断層があるというような地図もこれまでにあったため、県としてボーリング調査などを実施することについて、市に助言してきたところでございます。

寺井委員

特定の地域に属さないのではないかというお話ですが、このように地図があるわけで、今回こうやって活断層の地図が公表されたということは、その地域で大きな地震が起こる可能性があるという中で、地図を見ておりますと平田断層という断層がすぐ近くにあります。地図の中で距離を見ますと、100メートルから150メートル以内ではないかというような話ですが、今おっしゃった地域というのはどの辺までがその地域になるのか。例えば10メートル離れていればもう地域じゃないということですか。活断層の上に建てると危ないということですが、その活断層にずれがあるというようなことを先日、知事は答弁されていたように思います。ずれを考えると、範囲はどれくらいになるのか。また、南議員の質問の中で、活断層の延長上でも大きな影響があるのではないかとのことでしたが、その点はいかがですか。

松野危機管理部次長

活断層からの距離についての御質問でございます。

活断層につきましては、まず活断層のずれによる被害が起こること、また活断層の近くでは揺れも非常に大きいのではないかとということで、大きな揺れとずれによる被害が想定されます。ただ、これまで揺れに対しましては、耐震化という方法もとられてまいりましたが、ずれについては対策がなされてこなかったというところでございます。今回、この条例で活断層の土地利用適正化を図るということは、新たにずれに対する対策として取り上げていきたいということでございます。ずれにつきましては、活断層は幅のない直線ということではなく、ずれることによって数メートルから10メートル程度の影響が出るのではないかと専門家の先生のお話でございます。地質や場所によりましてその幅が変わってくるため、真上と申ししても1つの線上ではなく、ある程度幅を持ったものであります。ただし、その幅につきましても個々の場所によってある程度の範囲があるということでございます。そういうことでございますので、私どものほうで考えております指定につきましても調査をしていただき、その幅がどの程度ずれに影響が出るのかということ調査して、そこから避けていただく。また、揺れに対しては、地質が非常に大きな問題になると。地質によって影響範囲が変わるということでございますので、今回の条例の主眼としましては、そのずれによって起こる被害についての対策を行い、土地利用を適正にしていきたいというふうに考えております。

寺井委員

今、ずれのお話が出たわけですが、数メートルから 10 メートルぐらいだと。これは活断層の近くでも建ててもいいという配慮による答えだったと思うのですが、心配しているのは、きちんとした測量結果に基づき、県が了解したのですか。もう既に関収は終わっておりますし、きのうケーブルテレビを見ていると、市長が早急に建てる必要があるというお話がありました。実はきょう、こちらに出勤してくる間にある市会議員から電話がかかってきて、県のほうに責任はないのかと聞かれまして、県はルールどおりにやっていて、影響はないと思うが心配はしているという話をしました。今、耐震の話も出ていますが、公共の施設であり、500 人が働く庁舎について、かなりの強度に対する耐震を行っているのか。そういうものが許可条件の中に出てきているのか、いかがでしょうか。

松野危機管理部次長

許可の中に活断層関連の基準等で指定しているのかということですが、私どものほうで活断層図として発表した中に今回の阿波市庁舎建設予定地自体が含まれていませんが、既に公開しております資料の中に推定活断層などが一部隣接する土地にあるということで、そういう情報については市のほうにお伝えして、ボーリングなどの詳細な調査については意見をしたところでございます。許可といった行為については、まだしておりません。

寺井委員

ボーリングなどの結果は出ていないということですか。結果が悪かった場合、極端に言えば建設に対して直ちに中止できるということですか。

松野危機管理部次長

条例自体の中で活断層図を公表したというところで、活断層図の位置を見ると、庁舎建設予定地は今後も含まれないであろうと見込んでいるため、庁舎を計画する阿波市のほうでそういう調査をして、自主的に規制等の検討をしていただきたいと助言したところでございます。

寺井委員

ということは、阿波市のほうで調査したことを県に報告しなくてもいいということですか。阿波市が判断して、それでオーケーという意味ですか。大勢の人、例えば毎日 500 人が寄るわけですが、そういうところであるにもかかわらず、またそれに隣接して活断層がすぐ近くにあるという中で、市が心配ないと言ったらオーケーですという話ですか。県民も知事もメディアも含め、これだけ三連動地震を心配している中で、ちょっとその辺が安易だと思えますが。

納田危機管理部長

今の寺井委員のお話や御心配について、ごもっともなことだと思います。今回、私どもが調査すべき活断層として、特定活断層調査区域ということで、特定の活断層を指定したわけでございます。その決め方でございますが、長期的な評価がされており、調査が十分済んでいて、かつ専門の先生方によってここはやはり

規制したほうがいいのかという基準に基づいて、今回、決定及び発表をさせていただいたところでございます。先ほど、松野次長から説明がありましたが、これまでに公表した活断層図の中にそれ以外の部分がございます。今、寺井委員からお話ございましたのも多分そういうものが近くにあって、阿波市庁舎も近くにあるから危険ではないかというお話だと思います。そういうことについて、私どもは市に対し、活断層というのはこういうふうなことで発表しており、その段階では今回の発表する活断層かどうかは決めておりませんが、建設に当たりまして、事前に十分な調査をしておかないと、人がたくさん集まる施設については危ないということで進言しております。その段階で、地質の専門家にボーリングデータを見ていただいて、その上で計画するほうがいいのかということをお願いしました。ちょっと最終的な確認はしておりませんが、市のほうにおきましては、多分その地質の専門の先生方の御意見も踏まえ、庁舎の計画をしたと思います。私どもとしても危険性があるところについてはやはり指導していく。直接断層がなくても指導していく。当然、県だけでなく、市、町、村などが公共施設を建てる場合、そこを利用される方々のことを考え、それだけの配慮をしていくべきであろうと思っておりますし、私もそういう指導をしてまいりたいと考えております。

寺井委員

部長のほうから詳しくお話をさせていただいたわけですが、我々はそこに住んでいるわけですし、例えば知り合いの方がそこでお勤めになっているということで非常に心配しております。震災が起こらなければ一番いい話ですが、仮に起きたとしても今想定される場所が輸送物資の問題など、被災後もいろいろあるわけです。例えば県道鳴門池田線の延長に庁舎があれば、非常に円滑に支給物資等々が渡るわけですが、少し中に入ってるがゆえに県道がすぐ近くななく、あっても古い県道でございますので、そのようなことも含め、本当に心配だなと。さらに前回も質問しましたが、避難場所として大勢の人たちが集まってくる。いろいろと質問したわけですが、そこで大丈夫なのかなと思います。その辺の判断について、ちょっと答えていただきたいと思えます。

松野危機管理部次長

活断層図を担当する者の考えでございますが、これまでのいろんな種類の活断層図につきまして、今回新たな知見で活断層図として公表させていただいたところでございます。

この活断層図に示されていないということから、これまでの地図で示されていたものよりもある程度真実に近いのではないかというふうにとらえております。とはいえ、もとの地図自体も専門家の方がされていますので、そういう観点からも検討する必要があると思いますが、現時点で活断層としての図面は先月公表させていただいたものをもとにやっていくことで、現時点である程度の安全性は確保できるのではないかと考えております。

寺井委員

よく地元の人たちに聞かれるため、先ほどの答弁をその答えにしたいなと思いますが、市町村を初め、これから庁舎をつくっていく人たちにすれば、極端な言い方ですが、自分たちの任期中に何もしなければいいと思う方が多分多いと思いますが、本来は将来を見通し、そういうことが起きたときにどうなるかということも考

えて、やっぱり慎重にさせていただきたいという気持ちでいっぱいであります。今後につきましても情報を得たら、庁舎が建つまではいろいろ質問させていただきたいなと思っております。

黒川委員

私も活断層の話をちょっとさせていただきたいと思いますが、活断層は延長が 180 キロメートルあるという話でありました。その中に不鮮明というか、まだよくわかっていないところもその延長に含まれています。県西部では、新聞にも載っています県立三好高校が関係すると言われていたのですが、活断層の上を高速道路が通り、JRが活断層を横断している。それから活断層の近くに三好市池田総合体育館があるという状況の中で、活断層は千年に一度と言われていたのですが、地震学者から南海トラフとの連動の話が出ています。そうした場合、決して遠くないという話になってくるのですが、現にそこに建物が建っていて、そこに多くの人が集まる。また、多くの人が往来する。こういうことに対し、どのような対策を練っていこうとしているのですか。

松野危機管理部次長

活断層についての御質問でございますが、今回、私どものほうで公表させていただいた活断層の延長は約 180 キロメートルあります。位置が確かなものは 60 キロメートル程度でございます。現在、活断層上にある、もしくは活断層をまたいでいる施設についてどのように考えているのかということでございますが、活断層については 1,000 年あるいは 1,700 年サイクルと言われていた。ただ、南海トラフの地震によって、その一部が動くかもしれないという意見もございます。全体としては非常に確率の低いものでありますが、南海トラフの地震によって一部が動く可能性もあるということで、直上の施設が大きく壊れることなどによる被害を避けるということから入っていくと、確率から考えますと、長い目で土地利用の適正化を進めていって、徐々にそういう危険なところから外していくという方向が適切ではないかと。活断層に対し、いろんな公共施設がございますが、それぞれ基準もあって対策はされているところではございますが、県としてはこの条例の中で活断層についての関心を皆さんに高めていただいて、今後、建てかえなどの改築時点で、そこを外していただくというふうな方向、流れをつくりたいということで、今回条例案に入れております。

黒川委員

高速道路やJRなど、往来が激しい中、阪神・淡路大震災が最たるものだろうと思いますが、そこら辺について手のつけようがないため、日本で初めての震災条例であり、直下型地震に対して一定の歯どめということで、既設の建物については警鐘乱打するという意味だろうと思いますが、例えば先ほど言った直下型地震の真上がずれ、10 メートル以内ぐらいで揺れると。例えば、具体的に言ったらわかりますが、三好市池田総合体育館は古池を埋め立てています。相当な高さの古池を埋め立てて、その上に体育館があると。当然、埋め立て地は結構揺れます。県立三好高校の場合はそういった埋立地ではありませんが、体育館の場合は液状化や揺れによる問題があります。あそこは 1,500 人、2,000 人ぐらいが寄るところです。そしてそのすぐそばをJRが通っています。JRはまさに中央構造線の真上を走っていると。もう逃げようがないという状況にあります。そういった意味で、南海トラフの問題など、とてもでないが対応できない。線路を引きかえる、新しく高速道路を迂回させることはお金の問題も含め、大変なことであります。先ほども言いましたが、そういう

本当に危険なところにあるということを警鐘乱打しながら常に準備しておくようにということになると思います。が、規制も含め、直下型地震に対して初めて条例ができるということになりますので、そういった面でしっかりやっていく以外はないのかなと思います。25メートルや30メートルずれて、上に上がっているところがありまして、県西部のほうは本当にはっきりしている。ずれたところもはっきりしていますし、横滑りも斜めに滑るのもはっきりしているところで、住んでいる人間としては非常に危機感を持っていますので、そういったところはしっかり県民に周知する。そしてそういった問題に対し、どうするのかということを県民だけでなく、全国的にアピールする必要があると思うのですが、どうですか。

松野危機管理部次長

中央構造線が危険であることをアピールすべきではないかということでございますが、先月公表させていただいた活断層図を今後も周知するとともに今回条例を制定し、その中で特定活断層調査区域を設け、調査を義務づけると申しますか、調査を求めていくという条例を初めてつくるということで、全国にアピールできるのではないかと考えております。

黒川委員

助かる命を助けるということで、しっかりやっていただきたいと思います。

次に死者をゼロにするという話で、助かる命を助けるというフレーズがありますが、その問題でまず逃げるという話がよく出てきます。道路や橋梁などがしっかりして初めて逃げるができるのですが、徳島県内も全国も一緒ですが、橋梁がしっかりしているかどうかについて、点検されていないのではないかと思います。今、五、六十年以上たった橋の劣化が進んでいると。かけかえる必要があるが、それができないという中で、一応の目安として、15メートル以上の橋梁については長寿命化という形で点検していますが、15メートル未満の橋梁については点検ができていない。これは市町村についても同じですが、この問題を解決しなければ、何メートルの橋であろうが落橋、崩落すれば、そこで道路が寸断されるということになるわけです。15メートル以上の橋は点検したと聞きましたが、15メートル未満の橋については点検ができていないのですか。

納田危機管理部長

ただいまの橋梁の点検に関する御質問につきましては、県土整備部の範疇になると思いますが、私も在籍しておりましたので、私の知る範囲でお答えさせていただきますと、なぜ15メートル以上かというところがあると思うのですが、15メートル未満については橋脚がない橋が多いためでございます。真ん中に橋脚があると、地震が来たとき、それが倒れて落ちやすくなります。そのため、まず15メートル以上の橋を対応しようではないかというのがそもそもの始まりだったと記憶しております。特に、緊急輸送路の中で15メートル以上の橋について対応していくべきではないかというのが事の始まりでございます。そこからスタートして、もう少し短い橋でも危険性があれば、そちらのほうへ移っていくという手順が今の流れでないかと考えております。15メートル以上の重要なすべての橋が終われば、次のステップに進んでいくというふうに考えております。

黒川委員

市町村であれ県であれ、真ん中に橋脚がある 15 メートル未満の橋も存在します。きょうも道路整備課の課長とその話をしていたのですが、点検をしなかったら落橋、崩落し、道路はすべて通行どめになるわけで、こういったところの直接の担当は道路整備課かもしれませんが、危機管理部として、南海トラフの問題も含め、そういったものに対してしっかり対応、警鐘乱打しながらデータを持っている必要があると思います。15 メートル未満の橋の中にも橋脚がある橋は結構あります。橋脚が洗掘され、危ない状態であったため、私が指摘して直していただいた県道もありました。この問題について、県道だけでなく、市町村道についても 15 メートル未満の橋梁の点検を急ぐべきだと思いますが、いかがですか。

納田危機管理部長

橋梁の点検につきましては、長寿命化の観点から県土整備部のほうで順次やっているといます。市町村道の橋梁の長寿命化につきましては、橋梁管理者として、それぞれ市町村のほうで進めているところでございます。その結果、私どものほうへフィードバックしていただくことは可能だと思いますが、それを今後どういうふうに活用していくかということは、県及び市町村の道路管理者が避難路をどういうふうに計画するといった中での活用方法であると思いますので、一義的には道路、橋梁の管理者が調査し、整備活用するのが大きいかと思います。

また、避難路がどういう状況になっているかという資料については、その段階でいただけたらと思います。

黒川委員

地震だけでなく、津波で橋が流されるということも当然起こり得ると思います。その辺の問題が県議会で議論され、危ないということが指摘されていると。この問題についてしっかり対応する。助かる命は助ける、死者をゼロにすることを目指しているにもかかわらず、南海地震などを専門とするところの責任者として、今の部長の答弁は非常に軟弱であると思います。真ん中に橋脚があるなしにかかわらず、津波が来たら橋が流されるという事例もあるし、地震で橋の橋脚が折れることもある。そういった場合、避難ができない、逃げるのができないという問題があります。それぞれの市町村に任じたらいい、県土整備部のほうに譲ったらいいという話ではなく、しっかり対応しなければならないと思うのですが、そんな答弁でいいのですか。

楠本南海地震防災課長

私どものほうでは、地震だけでなく風水害も対応しておりますが、道路などの土木施設については、県土整備部のほうでしっかり対応していただく計画でやっております。それぞれの部門がしっかりと検討し、対応していただかなければ、私どもですべて対応することは不可能ですし、専門的なものもございますので、きょうの御意見については県土整備部に伝えたいと思います。

黒川委員

しっかりと旗振りをして、死者ゼロを目指してほしいと思います。部長より今の課長のほうがしっかり答弁していました。

それでは、もう一つ。地震と直接関係ないのですが、ガソリンスタンドの問題です。ガソリンスタンドの地下埋設タンクが四、五十年たったため、腐食したり、燃料が漏れ、地震の関係で壊れる危険性があるということで、今、ガソリンスタンドの地下埋設タンクを点検しているわけですが、徳島県内に地下埋設タンクがどのくらいあって、施設の点検、整備がどの程度進んでいるのか。今言った2つの問題についていかがですか。

松本消防保安課長

県内のガソリンスタンドを含む地下埋設タンクの数、それと腐食、劣化などによる流出事故防止のための措置状況に関する御質問でございますが、まず数的なものから申し上げますと、ガソリンスタンドを含む地下埋設タンクは県内に2,265施設ございます。その中で、先ほどの御質問の中にございました比較的古いタンク、措置が必要なタンクは、2,265施設のうち683施設。これが平成25年1月31日までの経過措置、期限が設けられているため、それまでにすべて措置しなければいけないのですが、平成24年6月30日時点での措置済みが683施設のうち180施設。割合で申しますと、26.4%となっております。

また、ガソリンスタンドなどの地下貯蔵タンクからの流出事故が多発したこと、それと地下における流出事故は発見がおくれる可能性が高いため、多量の油、危険物が周囲に流出すると被害が拡大するおそれがあるということを踏まえ、技術省令ですが平成22年6月に消防法令が改正され、地下貯蔵タンクの設置年数、塗装と覆装の種類、板厚、設計板厚によりまして、腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンクなどいろいろありますが、簡単に申しますと、大体50年経過したタンクと腐食のおそれの高い地下貯蔵タンク、これは40年から50年経過したタンクに区分をして、それぞれの区分に応じまして、措置を講じなければならないとなっています。その措置内容でございますが、まず1点目といたしまして、タンクの内面全体にガラス繊維強化プラスチックライニングを被覆するコーティングの施工、次に電気防食措置、それと危険物の漏れを検知することのできる常時監視装置の設置等々、これは区分に応じてそれぞれ措置しなさいということで、法律で決められたところでございます。先ほど申し上げましたように、これにつきましては経過措置の期限である平成25年1月31日までに講ずることとされています。この改正による規制は、危険物施設の設置者、利用者のみならず、地域を火災や環境汚染から守るために必要なものであり、県といたしましても厳正に対処する必要があると認識しております。県は消防の未常備の3町村を管轄しておりますが、この3町村におきましては、これまで行ってまいりました事業者に対する文書通知、現況確認や施設変更に関する事前協議の結果、防止措置を要することとなる地下貯蔵タンクはすべて措置を完了する見込みとなっています。なお、消防本部を設置している市、町につきましては、それらの許認可事務を行っている12消防本部に対し、これまで会議や文書通知により県との認識の共有を図ってきたところでございます。県といたしましても措置期限までにすべての措置が終了できるように今後とも県内の消防本部と情報共有を図り、措置の履行等を促進してまいりたいと考えております。

黒川委員

今、683 施設のうちの 180 施設、26.4%が改良済みということで、来年の1月 31 日までにあと4分の3をしななければならないが、改良しても将来に向けて利益が上がらない、費用対効果が出ないということで、休業している実態があるわけです。この問題は阪神・淡路大震災でも起こったのですが、ガソリンスタンドはガソリン、灯油、ディーゼルを給油する。当然、これは電気があって給油できる。電気がとまったら給油できない。手動で全部回し、給油するしかないわけです。ガソリンスタンドは全部で 2,265 施設ということになるのですが、電気がとまったとき、給油ができなければ復旧、復興に向けての対応ができない。燃料を入れるため、ガソリンスタンドに行っても電気がとまったらポンプアップができない。これは阪神・淡路大震災や東日本大震災でも起こりました。ガソリンスタンドの電気がとまっても非常用電源という形で給油できるような対応をとる必要があると思います。県内ではほとんど対応できていないというように仄聞しているわけですが、実態はいかがですか。

松本消防保安課長

地震等の災害時、停電によりガソリンスタンドの給油ポンプが動かず、そのため給油ができない場合の対応ということでございます。

ガソリンスタンドというのは、消防法等により各種防火の安全基準が厳しく定められておりまして、阪神・淡路大震災のとき、建物の損壊は比較的軽微であったということでございます。しかしながら、確かにライフラインである電気が長期間停止、停電状態で、給油ポンプを動かせないという状況がございました。これを踏まえまして、阪神・淡路大震災の翌年の平成8年、経済産業省の資源エネルギー庁のほうで災害対応型給油所普及事業というのを展開しています。内容的には、ライフラインである電気が来ないときのバックアップとして、ガソリンスタンドに自家発電機を設置する。また太陽光発電ができるソーラーパネルや周辺の住民の方の飲み水を供給する貯水槽を設けると。そのような装置を設置する事業でございまして、これにより全国に災害対応型のガソリンスタンドが設置されています。本県におきましても既に1カ所設置済みでございます。

黒川委員

電気がとまったら給油ができない、給油できなければ復旧、復興もしくは災害時の対応が困難となるため、南海トラフの巨大地震、浸水等々の災害時における停電等に対し、自家発電をしっかりとつけていかなければなりません。昔おもしろい話がありまして、冷蔵庫、電気がとまればただの箱ということが言われました。ガソリンスタンドも電気がとまればそこに給油のガソリンがありますよというだけです。手動で 30 分や1時間給油することはいけますが、これを何日もということになれば、とてもでないができないということで、災害型に対応したガソリンスタンドの設置について、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

岸本委員

それでは何点かお尋ねしたいと思います。

まず9月補正予算の主な事業の中に津波から命を守る緊急総合対策事業ということで、今議会に 3,000 万円提案されています。これについて、去年の防災委員会もそうでしたが、県民会議として何とか市町村を

補助してほしいといった中で、補正予算で 3,000 万円積まれたということで、非常にいい議案が出てきたというふうに考えております。このことについて、今後この 3,000 万円がどういうふうに割り振られ、どういうふうになっていくのか、まずはお尋ねします。

楠本南海地震防災課長

津波から命を守る緊急総合対策事業でございます。

まずは命を守るということで、昨年度の6月補正、今年度当初予算において避難路や避難所の優先的整備に関する要望が多数出てきたため、9月補正で増額させていただいたところでございます。また、8月29日に国から出まして、現在、県のほうで作業しております最終的な浸水予測図、それから市町村のほうで避難計画を策定する。そういった住民の方とワークショップなどをしまして、具体的な避難計画の策定をするための支援メニューも追加しまして、今議会で計上させていただいております。今も市町村から要望が上がってきておりますので、予算措置等について、市町村と情報を密にとりながら事業を進めてまいりたいと考えております。

岸本委員

県内 24 市町村、どこにどう割り振るという基準はありますか。

楠本南海地震防災課長

津波から命を守る緊急総合対策事業でございますので、対象は沿岸9市町でございます。

一応、御要望の数字等の精査をお願いしており、9月補正予算成立後に具体的な市町村の計画等を確認させていただきますが、おおむねすべて対応できるように努力しております。

岸本委員

質問が難しいかもしれませんが、この 3,000 万円で何人の命が助かりますか。最悪のケースで3万 3,300 人の方が亡くなると。死者ゼロを目指していますが、この 3,000 万円で何人の命が助かるという想定を立てて 있습니까。また、想定を立てている場合、何人が助かりますか。

楠本南海地震防災課長

これほどの規模になりますと、複合災害でございますので、この事業だけで何人助かるというものではございません。ただし、一番に避難すると。9月補正で県立防災センターにおいて普及啓発事業をさせていただいております。まずは普及啓発。すぐに避難すれば、国の想定でも最後は8割から9割の命が助かるが出ています。総合的な対策になりますので、この事業だけで何人というような想定はしておりません。

岸本委員

想定しづらいのはよくわかりますが、割り振りをする、それから対策をするといったとき、基準を決めないとか、津波対策、例えば避難路を確保するといった場合、徳島市のような住宅密集地の細いところ、津波が来

るところに対して避難路を確保していくのか、牟岐町のほうで避難路を確保するのか、そういった基準がないと、どちらを優先するのか。市町村から言ってきて、声の大きいほうに配る、ないしは均等に配るということでは、とても死者ゼロを目指すという対策になっていないように思うのですが、その辺について何か御意見はありますか。

楠本南海地震防災課長

やっぱり避難について一番に進める必要があるのですが、予算も限度がありますが、そういった市町村の御要望に対しまして、しっかりとこたえられるような予算というのを進めてまいりたいと考えております。市町村によりましては、どういうふうに整備していくか、また、そのためには住民の方の御理解を得る必要があるため、県のほうで一律的な基準というのは引きがたいところがございますので、市町村とも十分に意思疎通を図り、御要望にもこたえながら進めていきたいと考えておりますので、一律的な基準というのは、現在のところ引いてはおりません。

岸本委員

市町村の中で基準をつくるということに対し、県が助言をして、一緒に構築していくということですが、県から市町村に補助を渡すとき、県が基準を持っていなければ、例えば津波対策を最優先にすることであれば、県南のほうに重点的に配分していかなければならないし、津波の高さが10メートルを超えるということであれば、本当に避難路を優先するべきでしょうか。どうも安全・安心対策ということで毎回予算を積んでいますが、どのようによくなっているのか、ないしは県民の皆さんにどういうふうに伝わって、県民一丸となってどういうことをやっていけば助かるのかといったことがいまよく見えないので、この質問をさせていただきました。今後、市町村との協議といった部分に対し、たちまち今考えているスケジュール等々はありますか。

楠本南海地震防災課長

津波浸水であります、その都度、市町村との担当者会議も頻繁に行っておりまして、そういった場でも御意見をお聞きしておりますし、今回に関しましても市町村における事業の進捗状況といったものを常に連絡を取り合っております。今回、予算を成立させていただきましたら、その後市町村に対し、事業の計画といったものを再度照会したいと考えております。

岸本委員

今、ちょうど来年度の予算を策定されているところだと思います。ことしの当初予算、市町村への津波対策の補助が5,200万円ですか。今回、3,000万円増額されたということで、仮に来年度予算を1億円にしましたと。今回の補正も含め、8,200万円が1億円となり、120%ぐらいの対策をしましたと言われても、その1億円が適正なのか、2億円要るのか、5億円要るのか、100億円要るのか、議論のしようがありません。正直に申し上げて、どういったことを目指しているのかということで、事前委員会のときにゼロを目指しているのですかと質問させていただきました。ゼロを目指しているのであれば、もちろん自助、共助、公助とありますが、公

助でできる部分をしっかりと、自助、共助に対しては啓発といったことになるのかもわかりませんが、ゼロを目指すということについての工程表といったものがないと、こうします、ああしますというだけで、題目だけがゼロを目指すということでありますと、ここに予算をつけたことが正しいかどうか議論にならないと思います。そういった工程表をつくるため、どうしても市町村と協議、例えば徳島市はこういう対策でやっていく、県南のほうはああいう対策でやっていくといったことをして、この場に出していただかないと議論にならないというふうに考えるのですが、どうですか。

楠本南海地震防災課長

スケジュールでございますが、昨年度も岸本委員から御質問がありまして、評価していただきました。3月に地震行動計画を策定し、県といたしましては、集中取組期間を平成27年度までといったスケジュールを進めていっております。これは南海地震防災課だけでなく、県庁全体としての計画であり、死者ゼロを目指し、とくしまーゼロ作戦ということで進めております。市町村におきましても地域防災計画の見直しといった中で、県と同じような行動計画を策定している市町村もありますし、県としましてもそういった市町村の計画策定につきまして、支援してまいりたいと考えております。

岸本委員

一つ一つ質問していけばいいと思うのですが、きょうは行動計画を持ってきていません。

現状では最悪3万3,300人が亡くなるということですが、来年度の予算をつけるに当たって、想定では何人の方が助かると。目安でも結構ですので、そういう目標数値をぜひとも出していただきたいというふうに考えております。今の死者数に絡むことですが、市町村別の死者数といいますか、地域別でも結構です。県として、そういった被害想定を立てようという計画はございますか。

楠本南海地震防災課長

まず、県として急いで最終的な津波の浸水予測を策定し、お示しする。また、避難ということで、県として今年度中に被害想定を策定する予定でございますので、その際に市町村ごとの被害、これは避難計画等にも影響してくるため、今年度目標で策定する予定であります。

岸本委員

市町村ごとの被害想定と策定は、今年度ということでよろしいですか。

楠本南海地震防災課長

市町村ごとの積み上げになりますので、前回は市町村ごとの被害、倒壊数といったものをしておりますので、今回も市町村が対策に役立てるような形で策定したいと考えております。

岸本委員

それでしたら、ぜひとも年内というぐらいにさせていただいて、来年度の予算に反映していただきたいと。例えばこの3万 3,300 人、津波で亡くなる方が何千人というふうに出ているのであれば、その津波で亡くなる方というのはどこの市町村が多くて、どこの市町村にはどういう対策が要るということで、来年度の予算に対し、こういう基準で配分させていただいた、ないしは財政当局のほうに初年度この額で要望したといった議論ができるように作業のほうをぜひとも早く進めていただきたいというふうにお願いします。

楠本南海地震防災課長

年度内ということで急いで頑張りますが、浸水予測図の策定、市町村の避難計画策定をお願いしておりますので、年内にというのはちょっとスケジュール的に難しいと考えております。また、3万 3,300 人に関しまして、国からのメッセージでは、早期に避難すれば死者数を大きく減ずることができるということでございますので、この事業をすれば何人というような定量的な数字の出し方というのは非常に難しいと考えております。

岸本委員

まず市町村が津波避難計画を先に立てていただかないとおっしゃいましたが、避難計画を立てる前に何人の方がどうなるという被害想定を出さないと避難計画はできないでしょうし、10 月末には市町村ごとの津波の浸水深を出していくということで、ぜひとも急いでいただきたいと思います。

楠本南海地震防災課長

まずは避難するために浸水がどれぐらいになるか、どれぐらいで到達するか、それに基づきまして避難場所や避難路の設定、避難計画、やはり命を守るためにはこれが一番であります。今、津波などのいろんな浸水予測が出ていますが、県として市町村のハザードマップの策定や避難のためものを第一に進めてまいりたいと考えております。

岸本委員

今、命を守るためという話がありましたが、それが死者になるということではないのですか。今の状態のまま津波が来た場合、ひょっとしたら不幸な結果に終わるかもしれないので避難していただきたいと。そこにも大丈夫であれば、避難しなくてもいいと思います。危ないから避難計画を立てる。国から想定死者数3万 3,300 人と出ているではありませんか。堤防ができれば幾らか減になります。いろんな条件がついても結構です。何にもしなかったらこうなりますという確定的な数字をなかなか言えないのもわかりますが、市町村ごとに数字を出さないと対策ができないのではありませんか。そこにいたら危ないから市町村は避難計画を出すと思うのですが、いかがですか。

楠本南海地震防災課長

浸水予測図でこれぐらい危ないということはわかりますが、白だから大丈夫といって避難しないことは特に危険でございますので、きっちり普及啓発を行う。あくまで数字は3万 3,300 人と出ていますが、そういったいろんな想定のもとで出ていますので、きっちり市町村や県民の方にもお話ししまして、まずは早期避難をする

ということで、避難の連絡体制といったものを現実的に進めてまいりたいと考えております。当然、国が示しますように、すぐに避難できれば8割、9割減といったことを根拠にして、まずは、すぐに避難するよう意識していただくことを進めてまいります。避難困難地域の解消といった部分のハード整備やソフトと一体となった政策を進めてまいりたいと考えております。そういった数字的なお示しはできると思いますが、まずは避難対策を優先的に進めてまいりたいと考えております。

岸本委員

できたらお示ししていただきたいと思います。三好市池田町のほうで津波により亡くなる人はいないですね。国は徳島県に何メートルの津波が来て、県全体で何人の方が被害に遭われるということを示しています。これは和歌山県、三重県、愛知県に対しても示しているところです。県も津波の浸水深を出すということで、市町村に対して示す。活断層地震が起こるとこうなりますといったように、あらゆる条件のもとでこれは正確なものではないと。県もそうしたいと思います。早期に逃げたらここでは亡くなる方がいないというふうに、県も市町村に対して示す。今のままなら津波で女川町のようになりますよと。そうならないために高台への移住、避難路を先に整備しましょうというふうに対策が変わってくると思います。ちょうどこれから来年度の県予算を決めていくと。そして、それに対して予算を立てると。今年度末の3月にできましたといったときには予算は固まっています。10月に浸水深というのが出るということで、それができなければ国はどういうふうに出したのかということ国を基準に沿って、それを県版に置きかえて年内に立てると。それに対して来年度予算はこうするというふうなことで、ぜひ議論したいと思いますが、ここに出ている数字がどれぐらいになるというのが見えてきません。ぜひとも、そういう予算に対しての議論をさせていただきたいと思います。

納田危機管理部長

今、岸本委員からお話がありましたように、私どもは、できるだけ早く被害想定を出してまいりたいと思っております。課長のほうから説明がありましたように、各市町村の避難計画策定と避難場所、避難路といった整備のために必要な補正予算をいただいております。私どもとしましては、被害想定をできるだけ早く出すことによって、市町村の支援をしてまいりたいと考えています。まずは浸水区域、浸水深を出すことによって、どれだけの建物が津波に流されるのか、それから地震によってどれだけの建物が崩壊するのかということを提供しないと、次の被害想定というステップに進めません。まずはその部分について、現在一生懸命やっているところでございます。今回の津波と地震によってどれだけの被害が生じるかという作業を急がせます。ただ、その作業が非常に手間もかかりますので、それを年内というのはちょっと厳しいという説明でございます。なるべく早くしまして、被害想定も早く出してまいりたいと考えております。

岸本委員

もうこれで終わりますが、被害想定を出すと。我々も国の被害想定が出るまでずっと待っていたではないですか。被害想定が出て、倒壊数が何戸で、何人の方がお亡くなりになるということで、対策を待っているわけです。それに対し、今出ている数字に基づいて市町村から計画を出してくださいということではなく、国がしたように県が市町村単位ぐらいの倒壊数や死者数といった被害想定を早く出し、市町村が適切な計画を立て

れるようにしていただきたいと思います。なおかつ、県がそれに対し、来年度から適切に補助できるように準備を急いでいただきたいと思います。

長尾委員

私のほうから2点ほどお聞きしたいと思いますが、1点目は徳島県消防広域化推進計画についてであります。今もいろいろ議論がありまして、南海トラフの対応などを考えますと、いろんな分野の方々の御協力が大事であります、特に消防は大事な役割を果たすということを聞いております。この徳島県消防広域化推進計画は平成20年8月に作成され、今の12消防本部と3非常備町村の体制を平成24年度中に1消防本部にするという計画があり、デジタル化は平成28年度中にということで決められている。平成24年度中にという中で、去年の3.11を踏まえ、県としてどのように徳島県消防広域化推進計画を見直し、取り組むのかといったことについてどうお考えなのか、まずお聞きしたいと思います。

松本消防保安課長

市町村消防の広域化についての御質問でございます。

委員の御質問の中にございましたように、今年度末をもって本県の12消防本部を1消防本部にするという市町村の広域化の推進計画というのを立ててございます。東日本大震災のような大規模災害に対応するため、ある一定規模の大きな組織力を持った消防本部をつくることは必要と認識しておりますが、広域化について、消防関係などからは土地勘がない、消防力が消防本部によって格差がある、消防団との関係をどうするのかという意見もございました。ということで、まずは消防関係者や住民の方から理解を得やすい隣接する地域の消防からの広域化、もしくは一部業務、例えば指令業務の共有、共同化に向けた取り組みなどを県としては推進してまいりました。消防救急無線のデジタル化に合わせて、現在、県西部のほうで消防車、救急車の指令業務を共同化する方針で動いております。広域化の期限が今年度末となっておりますが、現在、広域化の計画や期限をどうするかについては、国の消防庁の諮問機関でもございます消防審議会で議論され、今年度中に消防庁から答申を受けることになっておりますので、その内容を踏まえ、県としても今後の対応を考えてまいりたいと思います。

長尾委員

平成20年に立てられた計画では、推進計画策定後5年度以内、遅くとも平成24年度までをめどに広域化を実現するとしていますが、今の御答弁では平成24年度中には無理だというお話だと思います。そこで、国の消防庁の指導を受けてということですが、全国47都道府県、特に津波が想定される太平洋沿岸の都道府県において、既に広域化、一本化できているところがありますか。

松本消防保安課長

平成18年の消防組織法の改正に基づき、既に広域化しているところということで、沿岸部かどうか確認はしていませんが、平成24年4月1日時点で全国で11ブロックです。

長尾委員

今のお話では、広域化ができているところもあるわけですね。だけど、徳島県はできていない。各市町村や地域ごとにあったものを一発で1県1消防にするのはなかなか難しい。JAなどでもそうですが、組織を一本化するのにはなかなか難しいということは理解できますが、そういう組織とは違って、もうすぐ三連動、四連動地震が来る中、県の積極的な攻めの対応、対策を考えると、国の指示を待っているという今の答弁では、全く3.11以前の県の姿勢と同じではないかと言わざるを得ないと思います。もっと国に提言すると言うならば、県が積極的に一本化する。何かあったとき、その地域の消防だけでは到底対応できないため、やはり県が一丸となって対応、対策をする。ここに書かれてある内容はすべて本当にそうだなと思うわけで、一日も早く実現しようという意欲、迫力が大事だと思うのですが、担当課長にそれがあるのかどうか改めてお聞きしたいと思います。

松本消防保安課長

確かに12消防本部を1つにするということで、これは大規模災害に備えるための消防力の強化につながるため、今までの先進事例を初めとした必要な情報を各消防本部に提供するとともに消防庁の広域化アドバイザー派遣等々も利用しております。市町村が策定する広域化について、国の制度も活用した運営計画への財政支援など、今後市町村消防組合をしっかりと応援し、県民の期待にこたえられるように消防力の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

長尾委員

県は国に対してよく提言をするわけですが、これを1つにした場合のいろんな課題について、ここを解決すればこうなるというような提言を現在お考えになっっていますか。

松本消防保安課長

国に対する提言でございますが、今のところはちょっと考えておりません。先ほどのアドバイザーの活用など、今ある既存の国の助成制度等々を活用し、統合に向けての支援などに取り組んでまいりたいと考えております。

長尾委員

南海地震や三連動地震に対し、組織的にやっていこうと鳴り物入りで危機管理部ができた割には今の課長の答弁や姿勢は、危機管理部ができる以前の課長の答弁と何ら変わりがない。結局は国の消防庁の指示を待つという姿勢であって、今の答弁であれば、危機管理部ができた意味がないと厳しく言わざるを得ないと思います。知事がよく国に対して提言し、現場の声をしっかりと生かすというのであれば、何が詰まってしまうのか、そこをクリアにするには何が必要なのか、そういったことをやはり提言すべきだと思いますので、その点を強く指摘したいと思います。部長の考えはどうでしょうか。

納田危機管理部長

今、長尾委員からお話がありました。私も南海トラフの巨大地震を想定した場合、消防力の強化が一番の課題であると認識しております。今、消防の広域化という観点につきまして、これまでも一生懸命取り組んでまいりましたが、いろいろな課題があると認識しております。そういう課題を乗り越えて、国のほうからの指導もごさいますが、今ある体制を最大限に活用する中で、まずは消防力を強化してまいりたいと。その中で、さらなる消防力強化体制において課題となる点がございましたら、そこについては国に対して提言ということも考えたいと思っております。

長尾委員

ぜひ、今の部長の姿勢で臨んでいただきたいと思います。この中で消防費の状況及び見通しという項目がありまして、消防車両の購入に多額の費用がかかること、さらに現行の消防の救急無線が、平成 28 年 5 月までにアナログからデジタルに移行しなければならないという大きな課題があると書かれているのですが、その中で、特に本県の消防本部は老朽化した庁舎が多く、今後庁舎の改築などが必要だと書いてあります。12 消防本部と 3 非常備町村の中で、改築が必要なものが幾つあるのか教えていただきたい。

笠井委員長

小休します。(12 時 16 分)

笠井委員長

再開します。(12 時 18 分)

松本消防保安課長

改築などが必要な消防庁舎の数ということでございますが、消防庁舎の耐震化に関する資料が手元にごさいますので、それについてお答えいたします。県内市町村等の消防庁舎につきましては、消防署及び分署、出張所の数は 32 カ所で、37 棟ございます。昭和 56 年以降の新耐震基準で建築されたものが 28 棟。残り 9 棟につきましては、新耐震基準適応以前に建築されたものでありますが、そのうち 2 棟は耐震改修を行っております。

長尾委員

先ほど、岸本委員のほうから市町村のことについての指摘もありましたが、ぜひ検討していただき、支援できることは支援していただきたいと思います。これも市町村任せだとできないわけで、県も一本化に向けてしっかりかかわっていくと。実際、北島町の県立防災センターは県がやっているし、そこで訓練される方々も市町村から来ているわけですが、やはり一体となってやっていくことが非常に大事だと思いますので、一日も早く広域化を進めていただきたいと重ねて要望したいと思います。

もう一点質問したいと思います。集落が孤立化した場合のヘリポートについて、本会議で南議員から質問がありました。今回の台風などでもそういう大きな事態は幸いありませんでしたが、地盤の緩い四国の中で、徳島県は土砂崩れなどで集落が孤立化するという点について、津波とともに大変危惧されるわけであ

ります。そこで、本県が想定している孤立化集落や地域の数というのは、現在幾らでしょうか。また、南議員が質問しましたが、孤立化を想定した場合、幾つのヘリポートを考えているのか、ちょっと教えていただきたい。

楠本南海地震防災課長

県が調査した孤立箇所でございますが、小さなものも含め、465カ所ございます。消防防災ヘリ等でヘリポートを押さえているのが118カ所ございます。県土整備部や私どものほうでも孤立化対策ということで、今年度ヘリポートの整備を進めているところでございます。ただ、直接ヘリコプターがおりにできるところが少ないので、一定の場所にヘリポートを整備し、そこに連絡するという重要な部分がございますので、今後ともそういった面で進めてまいりたいと考えております。

長尾委員

ヘリポートですが、防災ヘリやこの秋から飛ぶドクターヘリ、それから警察や自衛隊のヘリコプターの4つが考えられる。今の数字というのは、4つともおりにできることを想定しての数字なのでしょうか。それとも防災ヘリだけの数字でしょうか。

楠本南海地震防災課長

大きさはさまざまでございますので、まず防災ヘリがおりにできる場所は、ドクターヘリ、それから警察のヘリコプターも大きさからいって可能でございます。今、委員から御質問があったように、機体が大きい自衛隊の大きいヘリコプターにつきましては、やはり限定される部分がございます。現在、市町村等と協議を進めており、自衛隊の主力のヘリコプターがおりにできるスペースを整備しているところであり、先ほどの118カ所というのは、県の防災ヘリが着陸可能な場所でございます。

長尾委員

ドクターヘリや防災ヘリ、警察のヘリコプターも夜間は飛べないでしょう。夜間飛行できるのは自衛隊だけだと思います。実際、災害というのは、何も朝、昼だけでなく、夜の場合もある。そういった場合、最悪自衛隊のヘリコプターがおりにできるような整備が必要ではないかと思うわけですが、今後の整備のあり方について、最低でも自衛隊のヘリコプターがおりにできるような整備にしておくことが、住民の安全・安心に一番つながるのではないかと。そういう意味で、自衛隊との連携も大事だと思うし、自衛隊のヘリコプターが最低限おりにできるようなヘリポートの整備をやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

楠本南海地震防災課長

委員からお話があったとおり、やはり主力は自衛隊のヘリコプターということで、現在、自衛隊のヘリコプターがおりにできる基地というのは県内のほうで探しておりますし、自衛隊から情報をいただきながら、こういった点に注意が必要か、夜間照明といったものがあるのか、自衛隊のヘリコプターも機種がいろいろあり、最大のヘリコプターをターゲットにしたらかなり影響があるため、やはり主力のヘリコプターをターゲットに

するのかといった点について、自衛隊のほうとも十分に連絡を密にしながらそういった方向での整備というのを検討してまいりたいと考えております。

長尾委員

自衛隊のヘリコプターの機種は幾つかありますが、最低限これはということで、今まで自衛隊と協議をしたことはありますか。

楠本南海地震防災課長

訓練などもありますし、自衛隊とは新規のヘリコプターが入った場合のアクセスについて、今までも確認させていただいております。最大のヘリコプターだったら 100 メートルといった情報もいただきながら進めております。

(「ヘリポートの基地の整備について、打ち合わせをしたことがあるのか」と言う者あり)

場外離着やヘリポートの整備について、今も自衛隊のほうと密に行っているところでございます。

長尾委員

先日の松茂町の海上自衛隊の開隊 54 周年記念事業の式典や阿南市那賀川町の陸上自衛隊の基地の式典に出させていただいて、自衛隊関係の皆さんとの連携の必要性というのを肌で十分感じたわけでありますが、3.11 という規模の災害を想定いたしますと、やはり自衛隊との緊密な連携というのは非常に大事だと思いますし、ぜひ、自衛隊の皆さんが持っている能力を十分発揮させるような体制をつくらないといけない。従来の県の防災ヘリ的な感覚の対応だけではいけないし、当然、新しくドクターヘリも稼働するようになる。そういう意味では、それらの連携が非常に大事になってくるため、十分に対応できるようにしっかり協議をしていただくことを要望しておきます。

竹内委員

今の長尾委員がおっしゃった自衛隊の活用という中で、やっぱりヘリコプターというのは大事なのでぜひ進めて、課長からも詰める話をしているということなので、できるだけ多くの場所で自衛隊が活動できるような方法をとっていただきたい。

そこで、先ほど岸本委員のほうからいろいろ質問がありました。卵が先か、鳥が先かといった部分もありますが、基本的には両方一緒に進めることが大事ではないかなと。どっちにしても国が決めたような格好で、県の独断でここは何人というのは決めれるはずがないと思います。やっぱり市町村、村は津波がないから市町村かな、十分に詰めなければ、ここは何人ぐらいの死者が出ますといった国が勝手に地図だけで書いたような方式というのは、私はおかしいと思う。基本的には市町と十分に詰めて、市町が一番わかっているのですから。その地区はここが危ないというのがないと、死者数なんて出てこないと思うので、慎重かつ迅速に岸本委員が言ったようにしていただかないと。最後に部長に聞きたいのですが、これまでの津波対策の予算の中で、避難タワーや避難場所に対し、県からこれだけの補助金で本当にできているのか、私は絶対に足りないと思います。最低でも 10 億円は要ると。そのことは、うちの会派から知事のほうに言っております。その辺

については、やっぱりこれからの予算編成の中で、死者の減数など、部長が強く迫る1つの材料として、もちろん逃げるのが一番ですが、避難タワーや避難場所、避難路を確保するというのは、最大、最善の方法ですので、これについての予算獲得というのは、今が一番しやすいと思う。強く言っていただきたいと思います。これについての部長の決意をお聞きたい。

納田危機管理部長

ただいま、竹内委員のほうから非常に心強い応援の言葉をいただき、ありがとうございます。今回の補正予算をいただきまして、それについても非常に感謝したいと思いますが、これにつきましては、市町村の避難計画を策定するというのが一番大きなテーマでございます。これから先、いろんな避難路、避難場所の整備が必要となってくるため、やはり緊急的な予算は非常に重要なテーマであると思っております、死者ゼロを目指していくために必要な予算と考えておりますので、これから財政当局に対し、しっかりと要請、要望してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

笠井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号、議案第5号、議案第6号、議案第7号

以上で危機管理部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。(12時31分)